

UR 賃貸住宅を公共住宅として継続、発展させ、 居住者の居住安定策の確立を求める意見書

政府の行政刷新会議は4月26日、独立行政法人都市再生機構の事業仕分けを行い「高齢者、低所得者向けの住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」と評決し、最終判断を国土交通大臣にゆだねた。

町田市内のUR賃貸住宅も世帯主が60歳以上である世帯が60%を超え、世帯収入も第1分位の世帯が70%近くを占め、ほとんどの居住者が永住を希望している。

UR賃貸住宅の公共住宅としての存続は、居住者にとって切実な要望であるばかりでなく、半世紀にわたって、子育て世代から高齢者までの居住の安定と地域コミュニティーの形成に多大の貢献をし、この役割は今後も求められている。

UR賃貸住宅について、安心して住み続けられるという基本原則と、住宅セーフティネットとしての重要性の認識は広く共有されている。

よって、町田市議会は、政府に対し、次の事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 UR賃貸住宅居住者すべての居住の安定を守り、貴重な社会資産である同住宅を公共賃貸住宅として良好な維持管理を継続すること。
- 2 高齢者、低所得者、子育て世代等への住宅供給は、事業主体の改善を図りつつ、国の責任において行い、かつ、安心して住み続けられる家賃制度に改めること。
- 3 都市再生機構は、賃貸住宅の売却、削減を目指し、団地再生、再編方針と定期借家契約導入方針を決めているが、これらを見直し、国民の居住安定第一の公共住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。